

## 〔 防災関係施設 〕

### ○防災関係機関及び連絡先一覧

#### 1 町

名称	所在地	電話番号
上峰町庁舎	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-2181
上峰町教育委員会	上峰町大字坊所 319-4	0952-52-3833

#### 2 事務組合等

名称	所在地	電話番号
鳥栖・三養基西部環境施設組合 リサイクルプラザ	みやき町大字簗原 4432	0942-94-9313
鳥栖・三養基西部環境施設組合 溶融資源化センター	みやき町大字簗原 4372	0942-81-8153
佐賀東部水道企業団三養基営業所	みやき町大字東尾 737-5	0942-89-2868
三養基西部葬祭組合斎場しらさぎ苑	みやき町大字寄人 910-1	0942-96-3075

#### 3 県関係

名称	所在地	電話番号
報道課	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7008
危機管理防災課	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7362
河川砂防課	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7161
東部土木事務所	鳥栖市元町 1234-1	0942-83-4176
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市元町 1234-1	0942-83-2161
東部農林事務所	神埼市神埼町鶴 3542	0952-55-9760

#### 4 警察

名称	所在地	電話番号
鳥栖警察署	鳥栖市元町 1234-5	0942-83-2131
坊所駐在所	上峰町大字坊所 2550-6	0952-52-1375

## 5 消防

名称	所在地	電話番号
鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部	鳥栖市本町 3-1488-1	0942-85-0119
鳥栖・三養基地区消防事務組合 西消防署	みやき町大字中津隈 2465-4	0942-89-3050

## 6 指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
九州管区警察局	福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
福岡財務支局（佐賀財務事務所）	佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7161
九州農政局（佐賀地域センター）	佐賀市栄町 3-51	0952-23-3133
九州森林管理局（佐賀森林管理署）	佐賀市成章町 2-11	0952-26-1111
九州経済産業局	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-482-5405
九州運輸局（佐賀運輸支局）	佐賀市若楠 2-7-8	0952-30-7271
大阪航空局（福岡空港事務所）	福岡市博多区上臼井 295	092-621-2221
大阪航空局（佐賀空港出張所）	佐賀市川副町大字犬井道 9476-187	0952-46-0002
第7管区海上保安本部 （唐津海上保安部）	唐津市二夕子 3-216-2	0955-74-4323
第7管区海上保安本部 （三池海上保安部）	大牟田市新港町 1	0944-53-0521
佐賀地方気象台	佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7027
九州総合通信局	熊本市西区春日 2-10-1	096-326-7334
佐賀労働局	佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7133
佐賀国道事務所	佐賀市新中町 5-10	0952-32-1151
筑後川河川事務所	久留米市高野町 1-2-1	0942-33-9131
佐賀河川事務所	佐賀市兵庫南 2-1-34	0952-41-8801

## 7 自衛隊

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊西部方面混成団	久留米市国分町 100	0942-43-5391
航空自衛隊西部航空方面隊	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031
陸上自衛隊九州補給処	吉野ヶ里町大字立野 7	0952-52-2161

## 8 指定公共機関

名称	所在地	電話番号
西日本電信電話株式会社 佐賀支店	佐賀市駅前中央 1-8-32	0952-25-5507
株式会社NTTドコモ九州 佐賀支店	佐賀市駅前中央 1-8-32	0952-25-1606
日本銀行 福岡支店	福岡市中央区天神 4-2-1	092-725-5511
日本銀行 佐賀事務所	佐賀市唐人 2-7-20	0952-23-8165
日本赤十字社 佐賀県支部	佐賀市川原町 2-45	0952-25-3108
日本放送協会 佐賀放送局	佐賀市城内 2-15-8	0952-28-5000
西日本高速道路株式会社 九州支社	福岡市中央区天神 1-4-2	092-762-1111
西日本高速道路株式会社 佐賀管理事務所	佐賀市大和町大字久池井 2630	0952-62-5121
九州旅客鉄道株式会社 中原駅	みやき町大字原古賀 1016-2	0942-94-2041
日本貨物鉄道株式会社 九州支社	北九州市小倉北区室町 3-2-57	093-583-6201
日本通運株式会社 佐賀支店	佐賀市駅前中央 1-5-10	0952-25-0202
日本通運株式会社 鳥栖支店	鳥栖市藤木町 1592-2	0942-85-0202
九州電力株式会社 佐賀支店	佐賀市神野東 2-3-6	0952-33-1123
九州電力送配電株式会社 鳥栖配電事業所	鳥栖市秋葉町 3-29-1	0942-83-4846
郵便事業株式会社 佐賀支店	佐賀市松原 2-1-35	0952-24-3820
郵便局株式会社 上峰郵便局	上峰町大字坊所 424-7	0952-52-3509

## 9 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号
三養基西部土地改良区	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-9500
長崎放送株式会社 NBC ラジオ佐賀局	佐賀市本庄町 1249	0952-22-1460
株式会社サガテレビ	佐賀市城内 1-6-10	0952-23-9111
株式会社エフエム佐賀	佐賀市本庄町 286-5	0952-25-7790
一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	佐賀市若楠 2-7-2	0952-31-2341
公益社団法人佐賀県トラック協会	佐賀市高木瀬西 3-1-20	0952-30-3456
一般社団法人佐賀県医師会	佐賀市新中町 2-15	0952-33-1414
一般社団法人佐賀県看護協会	佐賀市久保田町大字徳万 1997-1	0952-68-3299

## 10 その他公共的団体

名称	所在地	電話番号
鳥栖三養基医師会	鳥栖市幸津町 1923	0942-83-2282
上峰町社会福祉協議会	上峰町大字前牟田 107-2	0952-52-4930
佐賀県農業協同組合 東部地区中央支所	みやき町大字原古賀 5473-1	0942-94-9111
佐賀県農業協同組合 さが東部上峰支所	上峰町大字坊所 412-1	0952-52-4238
上峰町商工会	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-9505
上峰町区長会	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-2181
上峰町民生児童委員協議会	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-7413

○上峰町防災会議委員（任期：令和5年12月1日～令和7年11月30日）

機関名	委員職名	住所	電話番号
上峰町	町長	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-2181
筑後川河川事務所	所長	久留米市高野町 1-2-1	0942-33-9131
陸上自衛隊（九州補給処）	装備計画部 企画課長	吉野ヶ里町大字立野 7	0952-52-2161
佐賀地方气象台	次長	佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7025
東部土木事務所	所長	鳥栖市元町 1234-1	0942-83-4176
東部農林事務所	所長	神埼市神埼町鶴 3456-5	0952-55-9760
鳥栖保健福祉事務所	所長	鳥栖市元町 1234-1	0942-83-2161
鳥栖警察署	署長	鳥栖市元町 1234-5	0942-83-2131
鳥栖・三養基地区消防事務組合	消防長	鳥栖市本町 3-1488-1	0942-85-0119
佐賀東部水道企業団 三養基営業所	所長	みやき町大字東尾 737-5	0942-89-2868
九州電力送配電株式会社 鳥栖配電事業所	所長	鳥栖市秋葉町 3-29-1	0942-83-4846
鳥栖三養基医師会	会長	鳥栖市幸津町 1923	0942-83-2282
上峰町区長会	会長	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-2181
上峰町民生児童委員協議会	会長	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-7413
上峰町議会	議長	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-2184
上峰町教育委員会	教育長	上峰町大字坊所 319-4	0952-52-3833
上峰町消防団	団長	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-2181
上峰町	建設課長	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-7414
上峰町	健康福祉課長	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-7413
上峰町	総務課長	上峰町大字坊所 383-1	0952-52-2182

### ○指定緊急避難場所一覧

施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類
屋形原公民館	上峰町大字堤 3163		洪水・高潮・土砂災害・地震
道の駅かみみね	上峰町大字坊所 1550-3		洪水・高潮・土砂災害・地震
町民センター	上峰町大字坊所 319-4	0952-52-3833	洪水・高潮・土砂災害・地震
おたっしや館	上峰町大字前牟田 107-2	0952-52-4930	土砂災害・地震

### ○指定福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類
介護老人福祉施設 プルメリア	上峰町大字前牟田 1896	0952-52-4655	洪水・高潮・土砂災害・地震
さがケアセンターそよ風	上峰町大字坊所 1523-53	0952-55-6050	洪水・高潮・土砂災害・地震

### ○指定避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類
鳥越公民館	上峰町大字堤 4115-1		洪水・高潮・地震
屋形原公民館	上峰町大字堤 3163		洪水・高潮・土砂災害・地震
農村婦人の家	上峰町大字堤 1923-11		洪水・高潮・土砂災害
体育センター	上峰町大字坊所 2650-2		洪水・高潮・土砂災害
中学校体育館	上峰町大字坊所 235		洪水・高潮・土砂災害・地震
小学校体育館	上峰町大字坊所 651		洪水・高潮・土砂災害・地震
町民センター	上峰町大字坊所 319-4	0952-52-3833	洪水・高潮・土砂災害・地震
おたっしや館	上峰町大字前牟田 107-2	0952-52-4930	土砂災害・地震
前牟田学習等供用施設	上峰町大字前牟田 429-1		土砂災害
江迎多目的研修集会施設	上峰町大字江迎 1174-1		土砂災害

## ○町内医療機関等一覧

### 1 医科

名称	所在地	電話番号
うえきクリニック	上峰町大字坊所 1570-55	0952-51-1881
平井内科	上峰町大字坊所 2733-1	0952-53-3737
三樹病院	上峰町大字坊所 276-1	0952-52-7272
やまだ小児科クリニック	上峰町大字坊所 444-7	0952-51-1516
みやき腎クリニック	上峰町大字坊所 1570-4	0952-55-2122

### 2 歯科

名称	所在地	電話番号
金子歯科	上峰町大字坊所 1570-176	0952-52-8214
古賀歯科	上峰町大字堤 1881	0952-52-6653
はっとり歯科医院	上峰町大字坊所 288-6	0952-52-8330
かねもと歯科クリニック	上峰町大字坊所 2256-4	0952-20-7122

### 3 眼科

名称	所在地	電話番号
永岡眼科	上峰町大字坊所 1570-64	0952-55-9174

### 4 薬局

名称	所在地	電話番号
タイヘイ薬局上峰店	上峰町大字坊所 276-6	0952-52-7277
こども薬局	上峰町大字坊所 450-11	0952-53-5528
ドラッグストアモリ上峰店	上峰町大字坊所 2495-7	0952-52-7823
溝上薬局上峰店	上峰町大字坊所 1570-176	0952-55-6051

○工事建設業者名簿

名称	所在地	電話番号	備考
株式会社栗山建設	鳥栖市立石町 2066-2	0942-83-1678	
株式会社コジマ建設	みやき町大字簗原 5385-1	0942-94-4113	
株式会社執行基礎	上峰町大字堤 3140-3	0952-52-3398	
有限会社中島建設	みやき町大字江口 4834-2	0942-89-5285	
中山建設株式会社	上峰町大字前牟田 1862-2	0952-52-3549	
株式会社野口機工建設	上峰町大字坊所 2755	0952-52-1628	
株式会社原組	みやき町大字西島 2683-1	0942-96-2121	
株式会社原口建設	みやき町大字中津隈 3987-1	0942-89-3824	
平野建設株式会社	みやき町大字原古賀 6705-2	0942-94-2139	
有限会社富士九産業	上峰町大字江迎 2458	0952-53-6187	
株式会社松田建設	上峰町大字前牟田 1330	0952-52-8663	
株式会社美国	上峰町大字堤 2026-5	0952-52-1372	
有限会社ミヤキ緑化土木	みやき町大字簗原 2934-6	0942-94-3325	
株式会社山田電気設備	みやき町大字簗原 1328-7	0942-94-2666	電気設備
株式会社昭和電設工業	みやき町大字原古賀 6676-5	0942-94-3777	電気設備
有限会社フジクラ	みやき町大字簗原 5794	0942-94-9001	管工事
山本石材株式会社	みやき町大字市武 880-1	0942-96-2036	石
有限会社ミヤキ・メンテナンス	みやき町大字原古賀 1495-1	0942-94-5244	建物保守管理
古賀建築測量設計事務所	みやき町大字江口 3494-3	0942-89-2714	測・土地家屋調査

## 〔 条例等 〕

### ○上峰町防災会議条例

(昭和39年8月8日条例第17号)  
改正 昭和47年12月23日条例第13号  
平成12年3月27日条例第13号  
平成24年9月19日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、上峰町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上峰町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて上峰町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもってあてる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 佐賀県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 佐賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者
  - (8) 上峰町内にある公共的団体の役員又は職員のうちから町長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

- 6 前項の委員の定数は20名以内とする。
- 7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、佐賀県の職員、上峰町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
  - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

- 第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年8月5日から適用する。

附 則 (昭和47年12月23日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

## ○上峰町災害対策本部条例

(昭和39年8月8日条例第18号)  
改正 平成24年9月19日条例第21号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、上峰町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

- 2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 班には、班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

### (補足)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年8月5日から適用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法施行細則（別表第1・第2）

（平成3年3月30日佐賀県規則第36号）  
最新改正 令和6年10月22日規則第41号

別表第1

救助の種類		救助の程度、方法及び期間
1 収容施設の 供与	(1) 避難所	<p>ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することができないときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり350円以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設を借り上げ、これを供与することができる。</p> <p>カ 避難所を設置することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	(2) 応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設</p>

		<p>る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。</p> <p>(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(エ) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>(オ) 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに、完成するものとする。</p> <p>(カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項に規定する期限までとする。</p> <p>(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域で要する実費とする。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅</p> <p>(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の借主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。</p> <p>(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。</p>
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	<p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行うものとする。</p> <p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施する</p>

		<p>ため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,330円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>															
	(2) 飲料水の供給	<p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>															
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等に伴い、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。</p> <p>(ア) 被服、寝具及び身の回り品 (イ) 日用品 (ウ) 炊事用具及び食器 (エ) 光熱材料</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="778 1675 1402 1939"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 1675 986 1787">季別 世帯区分</th> <th data-bbox="986 1675 1197 1787">夏期(4月から9月まで。以下同じ。)</th> <th data-bbox="1197 1675 1402 1787">冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 1787 986 1825">1人世帯</td> <td data-bbox="986 1787 1197 1825">19,800円</td> <td data-bbox="1197 1787 1402 1825">32,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1825 986 1863">2人世帯</td> <td data-bbox="986 1825 1197 1863">25,400円</td> <td data-bbox="1197 1825 1402 1863">42,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1863 986 1901">3人世帯</td> <td data-bbox="986 1863 1197 1901">37,700円</td> <td data-bbox="1197 1863 1402 1901">59,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1901 986 1939">4人世帯</td> <td data-bbox="986 1901 1197 1939">45,000円</td> <td data-bbox="1197 1901 1402 1939">69,000円</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯区分	夏期(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季	1人世帯	19,800円	32,800円	2人世帯	25,400円	42,400円	3人世帯	37,700円	59,000円	4人世帯	45,000円	69,000円
季別 世帯区分	夏期(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季															
1人世帯	19,800円	32,800円															
2人世帯	25,400円	42,400円															
3人世帯	37,700円	59,000円															
4人世帯	45,000円	69,000円															

		<table border="1"> <tr> <td>5人世帯</td> <td>57,000 円</td> <td>87,000 円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>57,000 円に 5 人を超える 1 人につき 8,300 円を加算した額</td> <td>87,000 円に 5 人を超える 1 人につき 12,000 円を加算した額</td> </tr> </table> <p>(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <tr> <td>季別 世帯区分</td> <td>夏期</td> <td>冬季</td> </tr> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,500 円</td> <td>10,400 円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,700 円</td> <td>13,600 円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>13,000 円</td> <td>19,400 円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>15,900 円</td> <td>23,000 円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>20,000 円</td> <td>29,000 円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>20,000 円に 5 人を超える 1 人につき 2,800 円を加算した額</td> <td>29,000 円に 5 人を超える 1 人につき 3,800 円を加算した額</td> </tr> </table> <p>エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。</p>	5人世帯	57,000 円	87,000 円	6人以上の世帯	57,000 円に 5 人を超える 1 人につき 8,300 円を加算した額	87,000 円に 5 人を超える 1 人につき 12,000 円を加算した額	季別 世帯区分	夏期	冬季	1人世帯	6,500 円	10,400 円	2人世帯	8,700 円	13,600 円	3人世帯	13,000 円	19,400 円	4人世帯	15,900 円	23,000 円	5人世帯	20,000 円	29,000 円	6人以上の世帯	20,000 円に 5 人を超える 1 人につき 2,800 円を加算した額	29,000 円に 5 人を超える 1 人につき 3,800 円を加算した額
5人世帯	57,000 円	87,000 円																											
6人以上の世帯	57,000 円に 5 人を超える 1 人につき 8,300 円を加算した額	87,000 円に 5 人を超える 1 人につき 12,000 円を加算した額																											
季別 世帯区分	夏期	冬季																											
1人世帯	6,500 円	10,400 円																											
2人世帯	8,700 円	13,600 円																											
3人世帯	13,000 円	19,400 円																											
4人世帯	15,900 円	23,000 円																											
5人世帯	20,000 円	29,000 円																											
6人以上の世帯	20,000 円に 5 人を超える 1 人につき 2,800 円を加算した額	29,000 円に 5 人を超える 1 人につき 3,800 円を加算した額																											
4 医療及び助産	(1) 医療	<p>ア 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に行うものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師その他の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 診療 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術 (エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護</p>																											

		<p>エ 医療のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>(イ) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>(ウ) 施術者による場合 協定料金の額以内</p> <p>オ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>
	(2) 助産	<p>ア 助産は、災害発生の日以前7日以内又は災害発生の日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助</p> <p>(イ) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(イ) 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p> <p>エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
5 被災者の救出		<p>ア 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>イ 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
6 被災した住宅の応急修理	(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。</p> <p>イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。</p>

6 被災した住宅の応急修理		ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
	(2) 日常生活に必要な最小限の部分の修理	<p>ア 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。</p> <p>ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理のため支出することができる費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000 円</p> <p>(イ) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円</p> <p>エ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から 3 月以内に完了するものとする。</p>
6の2 生業に必要な資金の貸与		<p>ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力がある者に対して貸与するものとする。</p> <p>ウ 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の範囲内の額とする。</p> <p>(ア) 生業費 1 件当たり 30,000 円</p> <p>(イ) 就職支度費 1 件当たり 15,000 円</p> <p>エ 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。</p> <p>(ア) 貸与期間 2 年以内</p> <p>(イ) 利子 無利子</p> <p>オ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。</p>

<p>7 学用品の給与</p>	<p>ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。</p> <p>（ア） 教科書 （イ） 文房具 （ウ） 通学用品</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>（ア） 教科書</p> <p>    a 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>    b 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>（イ） 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>    a 小学校児童 1 人につき 5,200 円以内</p> <p>    b 中学校生徒 1 人につき 5,500 円以内</p> <p>    c 高等学校等生徒 1 人につき 6,000 円以内</p> <p>エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了するものとする。</p>
-----------------	---

<p>8 埋葬</p>	<p>ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>イ 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(ア) 棺(附属品を含む。)</p> <p>(イ) 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>(ウ) 骨つぼ及び骨箱</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人 226,100 円以内、小人 180,800 円以内とする。</p> <p>エ 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。</p>
<p>9 死体の搜索</p>	<p>ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>イ 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。</p>
<p>10 死体の処理</p>	<p>ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>イ 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(イ) 死体の一時保存</p> <p>(ウ) 検案</p> <p>ウ 検案は、原則として、救護班によって行うものとする。</p> <p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,600 円以内</p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる額</p> <p>a 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p>

	<p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,700円以内(ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。)</p> <p>(ウ) 検案のための費用 当該地域の慣行料金の額以内(救護班により検案ができない場合に限る。)</p> <p>オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
<p>11 障害物の除去</p>	<p>ア 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯につき140,000円以内とする。</p> <p>ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
<p>12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用</p>	<p>ア 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げるものを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 被災者の避難に係る支援</li> <li>(イ) 医療及び助産のための移送</li> <li>(ウ) 被災した者の救出</li> <li>(エ) 飲料水の供給</li> <li>(オ) 死体の搜索</li> <li>(カ) 死体の処理</li> <li>(キ) 救済用物資の整理配分</li> </ul> <p>イ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用のため支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

別表第 2

災害救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当 (1人1日当たり)	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町等の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)第13条の規定の例により算定した額以内	佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和29年佐賀県条例第15号)の規定により9級以下の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士			
	保健師、助産師、看護師及び准看護師			
	救急救命士			
	土木技術者及び建築技術者			
	大工、左官及びとび職	県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価を考慮して知事が別に定める額		
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者			業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	

## 〔 覚 書 〕

○構成市町と鳥栖・三養基地区消防事務組合の災害対策本部業務に関する覚書

(平成 17 年 4 月 11 日)

構成市町 (以下「甲」という。) と鳥栖・三養基地区消防事務組合 (以下「乙」という。) との間において、

(災害対策業務への従事)

第 1 条 甲は、乙の職員を構成市町の災害対策本部の本部長及び災害対策要員 (以下「本部員等」という。) として、構成市町の災害対策本部業務に従事させ、災害予防及び災害応急対策等防災行政の効率的運用を図るものとする。

(構成市町への併任)

第 2 条 甲は、乙の職員を本部員等として、構成市町の災害対策本部の業務に従事させるため構成市町の職員に併任するものとする。

(従事する業務)

第 3 条 乙の職員が、本部員等として従事する業務の内容は、甲の策定した構成市町の防災計画によるものとする。

(費用等の負担区分)

第 4 条 乙の職員が本部員等として、構成市町の災害対策本部の業務に従事した場合の経費並びに公務災害による災害補償費は、乙において負担するものとする。

(疑義の決定)

第 5 条 この覚書について、疑義を生じた事項又は定めのない事項、その他この覚書の実施に関し必要な事項は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成 17 年 4 月 11 日から適用する。
- 2 この覚書を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ各 1 通を保管する。

平成 17 年 4 月 11 日

甲	鳥栖市長	印
	基山町長	印
	みやき町長	印
	上峰町長	印
乙	鳥栖・三養基地区消防事務組合 管理者	印

## 〔協 定 書〕

### ○上峰町内における災害時の応急対策業務に関する協定書

上峰町（以下「甲」という。）と上峰町建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

#### （応援の要請）

第2条 甲は、上峰町内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

#### （業務の内容）

第3条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の内容とする。

- （1）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の撤去作業
- （2）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の撤去作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

#### （協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

#### （報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行なった場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない時は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数及び人員
- (2) 業務内容
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償について、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年5月1日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。この協定の締結をしようするため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 5月 1日

(甲) 上峰町  
上峰町長



(乙) 上峰町建設業協会  
会 長



会員

- ・株式会社野口機工建設
- ・有限会社直塚建設
- ・有限会社大坪建設
- ・執行基礎株式会社
- ・高島建設
- ・富士九産業有限会社

## 〔 災害危険箇所 〕

### ○土砂災害警戒区域等指定状況一覧

番号	字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒特別警戒区域の区み域 2 1	公示日
1	堤	K-345Ⅱ-001	鳥越 1	急傾斜地の崩壊	1	2017. 7. 21
2	堤	K-345Ⅱ-002	鳥越 2	急傾斜地の崩壊	1	2017. 7. 21
3	堤	K-345Ⅱ-004	鳥越 4	急傾斜地の崩壊	1	2017. 7. 21
4	堤	K-345Ⅱ-005	鳥越 5	急傾斜地の崩壊	1	2017. 7. 21
5	堤	K-345Ⅱ-008	谷渡	急傾斜地の崩壊	1	2017. 7. 21
6	堤	K-345Ⅱ-009	三本黒木	急傾斜地の崩壊	1	2017. 7. 21
7	堤	K-345BⅡ-001_1	堤 1-1	急傾斜地の崩壊	1	2017. 7. 21
8	堤	K-345BⅡ-001_2	堤 1-2	急傾斜地の崩壊	2	2017. 7. 21
9	堤	D-345Ⅰ-001_1	切通川- 1	土石流	1	2017. 7. 21
10	堤	D-345Ⅰ-001_2	切通川- 2	土石流	1	2017. 7. 21
11	堤	D-345Ⅰ-001_3	切通川- 3	土石流	1	2017. 7. 21
12	堤	D-345Ⅰ-001_4	切通川- 4	土石流	1	2017. 7. 21
13	堤	D-345Ⅰ-002	鳥越川 1	土石流	1	2017. 7. 21
14	堤	D-345Ⅱ-001	鳥越川 2	土石流	1	2017. 7. 21
15	堤	D-345Ⅱ-002	鳥越川 3	土石流	1	2017. 7. 21
16	堤	D-345Ⅲ-001	鳥越川 4	土石流	1	2017. 7. 21
17	堤	D-345Ⅲ-002	鳥越川 5	土石流	1	2017. 7. 21

○重要水防箇所のうち危険と予想される区間

番号	水系名	河川名	延長	区 間	予想される事態	水防工法	ランク
1	筑後川	切通川	左 50	上別当堰～北茂安三田川線	破堤	積土俵	A
2	筑後川	切通川	右 50	上別当堰～北茂安三田川線	破堤	積土俵	A
3	筑後川	切通川	右 1,280	北茂安三田川線から上流850m	破堤	積土俵	B

○水防警戒を要するため池一覧

番号	溜池名	管理者名	要水防延長(m)	満水面積	貯水量(千m <sup>3</sup> )	堤高(m)	満水面上の余裕高	対策水防工法	要避難民家数	危険状況等
1	五万ヶ池	鳥越区	50.0	0.30	4.5	6.00	2.00	土俵積	5	決壊した場合、人家や公施設等に影響を与えるおそれあり
2	耕地整理	屋形原区	116.0	1.50	54.0	9.30	1.70	土俵積	5	
3	谷渡	船石区 堤区	150.0	2.00	66.0	10.50	0.80	土俵積	10	
4	上の新立	堤区 船石区	64.0	1.00	20.0	5.00	1.50	土俵積	6	
5	下の新立	堤区 切通区	150.0	0.40	6.1	4.80	2.50	土俵積	6	
6	袋ヶ原	堤区	20.0	0.20	3.1	4.00	0.30	土俵積	3	
7	定時民	切通区	63.6	0.50	9.0	5.20	1.00	土俵積	5	
8	北原	切通区	159.0	3.00	5.4	4.20	1.50	土俵積	25	
9	船石	船石区	120.0	1.00	18.0	4.60	1.20	土俵積	27	
10	外記	下津毛区	85.0	2.40	36.0	5.00	1.20	土俵積	16	
11	イモゼ	屋形原区	24.5	0.1	1.3	2.6	0.20	土俵積	1	
12	掛入	屋形原区	13.5	0.04	0.2	5.00	0.30	土俵積	5	
13	京塚	屋形原区	13.0	0.05	0.6	2.80	0.30	土俵積	2	

## 〔 輸送・通信 〕

### ○臨時ヘリポート一覧

臨時ヘリポート	所在地	電話番号
上峰町中央公園多目的広場	上峰町大字前牟田 96-1	0952-52-3833
上峰町役場南駐車場	上峰町大字坊所 383-2	0952-52-2181
上峰小学校グラウンド	上峰町大字坊所 651	0952-52-3835
上峰中学校グラウンド	上峰町大字坊所 2659	0952-52-3834

### ○緊急輸送道路一覧

種別		路線名	区間
第一次 緊急輸送道路	高速道路	長崎自動車道	吉野ヶ里町境～みやき町境
	直轄国道	国道 34 号	吉野ヶ里町境～みやき町境
第二次 緊急輸送道路	県管理国県道	県道 22 号 (北茂安三田川線)	吉野ヶ里町境～みやき町境
		県道 46 号 (中原三瀬線)	吉野ヶ里町境～国道 34 号
		県道 133 号 (坊所城島線)	国道 34 号～みやき町境
第三次 緊急輸送道路※	町管理町道	町道 225 号 (西峰東西 2 号線)	吉野ヶ里町～県道 133 号
		町道 219 号 (ドリームタウン 5 号線)	
		町道 96 号 (樫寺線)	
		町道 17 号 (坊所九丁分線)	
		町道 1 号 (下津毛井手口住宅線)	大字坊所地区～各避難所
		町道 2 号線 (下津毛三田川線)	
		町道 3 号 (坊所南北線)	
		町道 20 号 (坊所前牟田線)	
町道 68 号 (御陵坊所線)			

※ 第三次輸送道路は住民の緊急避難道路を兼ねる。

○貨物自動車運送事業者一覧

名称	住所	電話番号	事業種別
		F A X 番号	
興国運輸(株)佐賀営業所	上峰町大字堤 4254-4	0952-53-5590	一般
		0952-53-5563	
(株)前田運送鳥栖営業所	上峰町大字堤 2918-1	0952-53-3622	一般
		0952-53-0910	
佐賀産業運輸(有)	上峰町大字坊所 2884	0952-53-6423	一般
		0952-53-6423	
佐賀丸善海陸運輸(株)	上峰町大字坊所 1570-28	0952-52-3285	一般
		0952-53-1227	
(株)三神運輸	上峰町大字前牟田 1596-1	0952-53-5703	一般
		0952-53-5704	
(株)大運	上峰町大字堤 3269	0952-53-1175	一般
		0952-52-9188	
(株)中通九州営業所	上峰町大字堤 3995-1	0952-53-5488	一般
		0952-53-5488	
(有)富士九産業	上峰町大字江迎 2458	0952-53-6187	一般
		0952-53-6283	
(株)都運送	上峰町大字堤 3742	0952-53-0055	一般
		0952-53-4604	
(有)ユータックス佐賀営業所	上峰町大字堤 28-5	0952-55-7530	一般
		0952-55-7532	
(株)J Aセレモニーさが 三神事業所	みやき町中津隈 630-3	0952-55-8008	霊柩
		0952-55-8008	
(有)綜合葬祭やすらぎ	みやき町東尾 3159	0942-89-3282	霊柩
		0942-89-2874	

○町内で使用可能な非常通信

無線局名	機関名	所在地
県防災行政無線	上峰町庁舎	上峰町大字坊所 383-1
陸上移動局 (かみみねぼうさい101~104)	上峰町庁舎	上峰町大字坊所 383-1
陸上移動局 (かみみねぼうさい2)	上峰町教育委員会	上峰町大字坊所 319-4

## 〔 消防・水利 〕

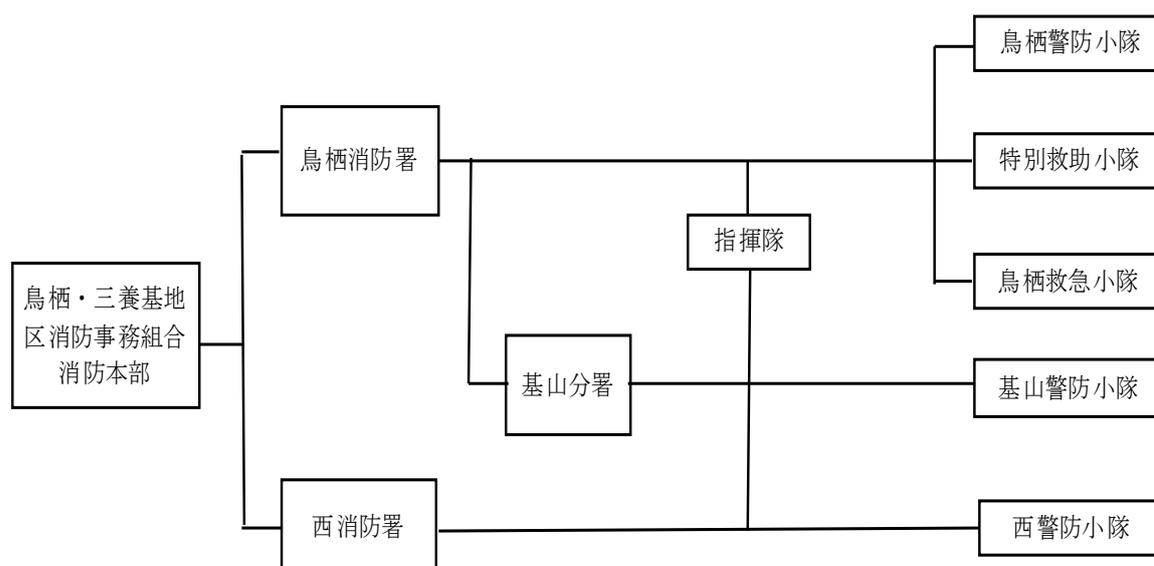
○消防水利の状況（令和6年10月1日現在）

消火栓	防火水槽	プール	計
142	54	2	198

○消防団の編成及び現勢（令和6年10月1日現在）

区分	人員 (定員170名)	消防機械		
		ポンプ車等	小型動力積載車	小型動力
本部	21	1	1	
女性部	10			
第1部	29		1	
第2部	22		1	
第3部	35		1	
第4部	23		1	
合計	140	1	5	

○鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部・消防署組織図



○危険物施設現有数（令和6年10月1日現在）

用途別	製造所	貯蔵所								取扱所					合計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	自家給油取扱所	一般取扱所	販売取扱所	移送取扱所		小計
設置数	1	17	9	1	2	0	1	2	33	2	5	3	0	0	10	43

○水位観測所一覧

\* 水位観測所

河川名	位置	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	量水標管理者	電話
切通川	江迎九丁分 (九丁分橋)	2.80m	3.10m	—	—	東部 土木事務所	(0942) 83-4176

\* 危機管理型水位計観測所

河川名	土木事務所	位置	用途	観測方式	公表
六田川	東部 土木事務所	前牟田 (宮の前橋)	洪水時観測用	テレメーター	○
勘太郎川	東部 土木事務所	前牟田 (野間口橋)	洪水時観測用	テレメーター	○

○水こう門設置箇所一覧

河川名	名称	位置	形状寸法	所有者	管理 受託者	操作 方法	全開に 要する 時間	管理 状況
井柳川	下米多水門	上峰町前牟田	巾高 1.0×2.0 木製巻上式 4連	—	上峰町	手動	10分	良

○町備蓄水防資機材一覧

所在地	倉庫	杭木	鉄杭	土のう	シート類	縄	掛矢	スコップ	鋸	鎌	ナタ	ペンチ類	懐中電灯	発電機	投光機	ハロゲンライト	専用併用の別
上峰町 大字坊所 383-1	上峰町 水防倉庫	50	60	11,000		8	7	30		30		2		2	5		併用

○警報、注意報の発表基準

令和6年5月23日現在

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	33		
		土砂災害	土壌雨量指数基準	195		
	洪水		流域雨量指数基準	井柳川流域=7、切通川流域=8.4、勘太郎川流域=2.5		
			複合基準	—		
			指定河川洪水予報による基準	筑後川下流部【瀬ノ下】		
	暴風		平均風速	20m/s		
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10 cm	
				山地	12時間降雪の深さ 20 cm	
	波浪		有義波高			
高潮		潮位				
注意報	大雨		表面雨量指数基準	15		
			土壌雨量指数基準	157		
	洪水		流域雨量指数基準	井柳川流域=5.6、切通川流域=6.7、勘太郎川流域=1.9		
			複合基準	—		
			指定河川洪水予報による基準	—		
	強風		平均風速	10m/s		
	風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3 cm	
				山地	12時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧		視程	100m		
	乾燥		最小湿度 45%で、実効湿度 65%			
	なだれ		積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天、2 低気圧等による降雨、3 降雪の深さ 30 cm以上			
	低温		夏期：平年より平均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-3℃以下			
	霜		11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜、最低気温 4℃以下			
着氷・着雪		気温-2℃~2℃の条件下で、降雪量 15 cm以上の場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110 mm			

○特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震(地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

## 〔 文化財 〕

### ○上峰町重要文化財一覧

指定の別	指定種別	名称	員数又は規模	所在地	所有者	指定年月日
国指定	天然記念物	カササギ生息地		三養基郡ほか	佐賀県教育委員会	大正 12 年 3 月 7 日
	考古資料	佐賀県二塚山遺跡出土品	1 括	佐賀県立博物館	佐賀県教育委員会	平成元年 6 月 12 日
	天然記念物	八藤丘陵の阿蘇 4 火砕流堆積物及び埋没林		上峰町大字堤	上峰町	平成 16 年 9 月 30 日
県指定	史跡	二塚山五本谷遺跡		上峰町大字堤 2100-11	上峰町	昭和 57 年 3 月 19 日
	史跡	船石遺跡		上峰町大字堤 839	船石天神社	昭和 59 年 3 月 21 日
	史跡	堤土塁跡		上峰町大字堤 2367-2 ほか	上峰町	平成 3 年 3 月 30 日
	考古資料	上峰町切通出土甕棺とその遺物	1 括	佐賀県立博物館 祐徳博物館	佐賀県立博物館 祐徳博物館	昭和 55 年 3 月 21 日
	考古資料	船石遺跡 1・2・3 号墳出土遺物	1 括	上峰町ふるさと学館	上峰町	昭和 59 年 3 月 21 日
	考古資料	一本谷遺跡出土長宜子孫連弧文鏡	1 面	佐賀県立博物館	佐賀県立博物館	平成 2 年 3 月 30 日
	重要無形民俗文化財	米多浮立	1 団体	上峰町大字前牟田	米多浮立保存会	昭和 47 年 3 月 29 日
町指定	彫刻	慈眼寺（廃寺）木造聖観音立像	1 軀	上峰町大字堤	屋形原地区	昭和 61 年 12 月 23 日
	彫刻	佐渡宮肥前鳥居	1 基	上峰町大字坊所	下坊所地区	昭和 61 年 12 月 23 日
	彫刻	銅鐘	1 口	上峰町大字前牟田	聞法寺	昭和 61 年 12 月 23 日
	彫刻	阿弥陀如来立像	1 軀	上峰町大字前牟田	聞法寺	昭和 63 年 3 月 19 日
	彫刻	塔の塚廃寺出土の瓦	1 括	上峰町ふるさと学館	上峰町	平成元年 1 月 23 日

## 〔 様 式 〕

### ○火災・災害等即報要領

	( 昭和59年10月15日 )
	( 消防災第267号消防庁長官 )
改正	平成6年12月 消防災第279号
	平成7年4月 消防災第83号
	平成8年4月 消防災第59号
	平成9年3月 消防情第51号
	平成12年11月 ( 消防災第98号 )
	( 消防情第125号 )
	平成15年3月 ( 消防災第78号 )
	( 消防情第56号 )
	平成16年9月 消防震第66号
	平成20年5月 消防応第69号
	平成20年9月 消防応第166号
	平成24年5月 消防応第111号

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

##### (参考)

##### 消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が

発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故について

は、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本郎等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生

した火災で利用者等が避難したもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

- 2) 負傷者が5名以上発生したもの

- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

- 5) 海上、河川への危険物等流出事故

- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ) 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
  - 3) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
  - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故  
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- (3) 社会的影響基準  
(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。
- 2 救急・救助事故即報  
救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。
- 1) 死者 5 人以上の救急事故
  - 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
  - 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
  - 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
  - 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）
- (例示)
- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
  - ・バスの転落による救急・救助事故
  - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
  - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
  - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
- 3 武力攻撃災害即報  
次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式を用いて報告すること。
- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
  - 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確

保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

#### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### (1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

##### (2) 個別基準

###### ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの

###### イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

###### ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

###### エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

###### オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

#### 第 3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれかおる場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

##### 1 火災等即報

###### ア 交通機関の火災

第 2 の 1 の (2) のアのウ) に同じ。

###### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ、及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

#### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

〈火災等即報〉

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）  
※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○とXXを原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

〈救急・救助事故等即報〉

3 第3号様式（救急・散助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

〈災害即報〉

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初

の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び熔岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式一その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- ア 災害の発生場所  
被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時  
被害を生じた日時又は期間
- ウ 災害の種類、概況  
台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等
- エ 応急対策の状況  
市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物、2 林野、3 車両、4 船舶、5 航空機、6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の状態・ 用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数 全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人		
救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 { 2 危険物等に係る事故 { 3 原子力施設等に係る事故 { 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	
消防庁受信者氏名		

事故種別	1 火災、2 爆発、3 漏えい、4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物、2 指定可燃物、3 高圧ガス、 4 可燃性ガス、5 毒劇物、6 RI等 7 その他 ( )	物質名				
施設の区分	1 危険物施設、2 高圧混在施設、3 高圧ガス施設、4 その他 ( )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( )	人 ( )		
		重症	人 ( )	人 ( )		
		中等症	人 ( )	人 ( )		
		軽症	人 ( )	人 ( )		
消防防災活動 状況及び救急 ・救助活動の 状況	警戒区域の設定 月 日 時 分  使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人員	出場資機材	
		事業所	自主防災組織			
			共同防災組織			
			その他			
		消防本部 (署)				
		消防団				
		海上保安庁				
		自衛隊				
その他						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

事故災害種別	1 救急事故、 2 救助事故、 3 武力攻撃災害、 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）	
	計 人	重症 人（ 人）	中等症 人（ 人）
	不明 人	軽症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・ 救助活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救助隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

(災害概況即報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	消防庁受信者氏名	報告者名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況			(都道府県)			(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）  
（被害状況即報）

都道府県				区分			被害				
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報  ( 月 日 時現在)			そ	田	流失・埋没	ha				
						冠 水	ha				
報告者名				の	畑	流失・埋没	ha				
						冠 水	ha				
区分		被害		他	文教施設	箇所					
					病院	箇所					
人的被害	死者	人		の	道路	箇所					
	行方不明者	人			橋りょう	箇所					
	負傷者	重傷	人			河川	箇所				
		軽傷	人			港湾	箇所				
住家被害	全壊	棟		の	砂防	箇所					
		世帯			清掃施設	箇所					
		人			崖くずれ	箇所					
	半壊	棟			他	鉄道不通	箇所				
		世帯				被害船舶	隻				
		人				水道	戸				
	一部破損	棟				の	電話	回線			
		世帯					電気	戸			
		人					ガス	戸			
	床上浸水	棟					の	ブロック塀等	箇所		
		世帯						り 災 世 帯 数	世帯		
		人							り 災 者 数	人	
床下浸水	棟		火災発生	建物				件			
	世帯			危険物				件			
	人			その他				件			
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									



## ○災害報告取扱要領

(昭和 45 年 4 月 10 日制定)  
最終改正 平成 13 年 6 月 28 日

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災官等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによる。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災・火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付日消防第 100 号に定める火災をいう。）を除いたものとする。

#### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本郎等と密接な連絡を保つものとする。

#### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が当初は軽微であっても 2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 被害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

#### 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式および提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状

況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

## 第2 記入要領

第1号様式、第2号様式および第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊に該当しないが、土砂竹本のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家

- とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
  - (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
  - (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
- 4 その他
- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
  - (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
  - (3) 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
  - (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
  - (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁をのぞいたものとする。
  - (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
  - (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
  - (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
  - (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
  - (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
  - (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
  - (12) 「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、および流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
  - (13) 「電話」とは、災害により通話不通となった電話の回線数とする。
  - (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多くの停電した時点における戸数とする。
  - (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
  - (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 6 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。



区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	1 名称 2 設置 年 月 日 時 分 3 廃止 年 月 日 時 分		
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体					
そ の 他	農業被害	千円		災害救助法の適用	有・無		
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円		消防職員出動延人数	人		
	水産被害	千円		消防団員出動延人数	人		
	商工被害	千円					
	そ の 他						
	被害総額		千円				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難の勧告・指示の状況）						

※被害額は省略することができるものとする。

災 害 中 間 年 報

市町村名

区分		災害名								計
		発生年月日								
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重症	人							
		軽症	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住居	公共施設	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
被害総額		千円								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								
災害対策本部		設置								
		解散								
災害救助法適用										

		災害名						計
		発生年月日						
区分								
人的被害	死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者 重症	人						
	軽症	人						
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住居	公共施設	棟						
	その他	棟						
その他	田	流出・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流出・埋没	ha					
		冠水	ha					
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖崩れ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
水道	戸							
電話	回線							
電気	戸							
ガス	戸							

災害名								計
発生年月日								
区分								
その他	ブロック塀等	箇所						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他公共施設		千円						
小計		千円						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
災害対策本部		設置						
		解散						
災害救助法適用			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

○佐賀県災害対策運営要領に基づく災害報告等様式

災 害 対 策 実 施 状 況 調

(1) 市町村における災害対策本部及び連絡室の設置状況報告表

市町村名 ( )

本部および連絡室の別	設置日時	廃止日時

(2) 災害応急対策実施状況報告表

市町村名

(消防本部名)

月日	市町村職員		消防職員		消防団員		一般住民等		人員計
	人員	応急対策活動内容	人員	応急対策活動内容	人員	応急対策活動内容	人員	応急対策活動内容	
総計									

(注) 1 人員は1日毎に実人数で計上すること。

2 活動内容は、具体的に「遭難者捜索」「水防活動」「危険地パトロール」「応急復旧工事」等記入すること。

(3) 災害の発生又は災害のおそれによる住民避難状況報告表

報告月日 年 月 日  
市町村名 ( )

地区名	避難者			避難日時	避難解除日時	避難先	避難の原因	避難区分	備考
	戸数	世帯数	人数						

- 記入要領
- 1) 避難日時は、避難完了日時を記入するとともに、避難の指示または勧告があった場合は、その日時を上段に ( ) 書すること。
  - 2) 避難解除日時は、帰宅日時を記入するとともに、避難解除の指示または勧告があった場合は、その日時を上段に ( ) 書すること。
  - 3) 避難先が公共施設の場合は、地名・施設名を記入する。その他の場合は「親戚宅」「知人宅」の例による。
  - 4) 避難原因は、避難の直接的原因を具体的に記入する。
  - 5) 避難区分は、住民の「自主判断」、市町村による避難の「指示」または「勧告」の区分を記入する。
  - 6) 備考欄には、応急対策、復旧工事の状況など具体的な措置事項を記入する。

○自衛隊災害派遣依頼等様式

1 災害派遣要請様式

第 年 月 日  
年 月 日

佐賀県知事 様

上峰町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおりお願いいたします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

年 月 日から 年 月 日（予定）まで

※ 終了日は、災害応急対策の終了予定日を記入

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他（連絡方法、連絡責任者及び部隊の結集地等）

2 災害派遣部隊撤収要請

第 号  
年 月 日

佐賀県知事 様

上峰町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年月日付け 号で依頼しましたこのことについて、下記のとおり  
災害派遣部隊の撤収をお願いいたします。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他

## ○公用令書

### 1 公用令書その1

従事第	号	公 用 令 書		
		住所 氏名		
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。				
処分権者 氏名				印
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
従事すべき日時				
従事すべき場所				
備考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 2 公用令書その2

保管第	号	公 用 令 書		
		住所 氏名		
災害対策基本法 <sup>第71条</sup> 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名				印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 3 公用令書その3

管理第	号	公 用 令 書					
		住所 氏名					
災害対策基本法		第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり			管理 を使用する。 収用	
年 月 日		処分権者 氏名 印					
名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 4 公用変更書

変更第	号	公 用 変 更 令 書					
		住所 氏名					
災害対策基本法		第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を			管理 を使用する。 収用	
年 月 日		処分権者 氏名 印					
変更した処分の							

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 5 公用取消令書

取消第	号	公 用 取 消 令 書					
		住所 氏名					
災害対策基本法		第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を			管理 を使用する。 収用	
年 月 日		処分権者 氏名 印					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○行方不明者搜索関係様式

1 行方不明者搜索者名簿

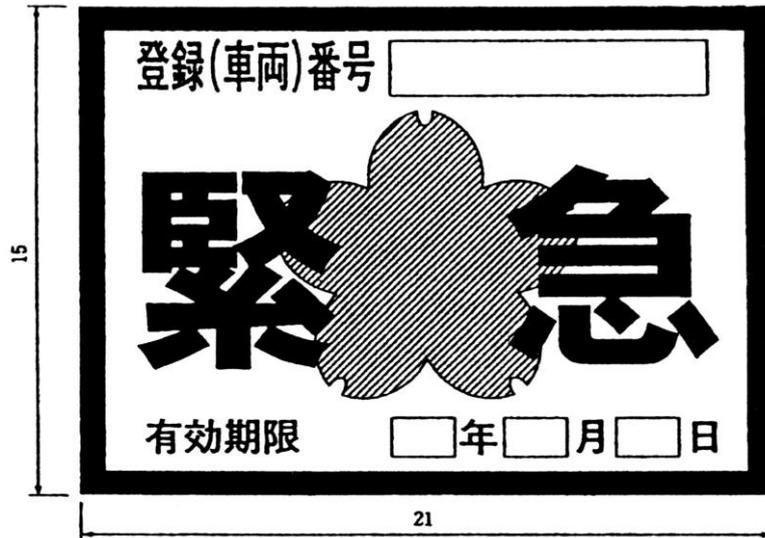
NO

受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢 性別		身長 体重		その他 特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者との 関係			搜索 経過		
受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢 性別		身長 体重		その他 特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者との 関係			搜索 経過		
受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢 性別		身長 体重		その他 特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者との 関係			搜索 経過		
受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢 性別		身長 体重		その他 特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者との 関係			搜索 経過		
受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢 性別		身長 体重		その他 特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者との 関係			搜索 経過		



○緊急通行車両の標章及び証明書

1 標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色〔登録（車両）番号〕「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

2 証明書

第 号	緊急通行車両確認証明書	年	月	日
				知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住所	電話（ ） 局 番		
	氏名			
通行日時				
通行経路	出発地	目的地		
備考				

○罹災証明書

(整理番号)

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の 所在地			
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
浸水区分			

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害			
---------	--	--	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

上峰町長

印

# 被災証明書

年 月 日

上峰町長 様

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、被災しましたので、証明願います。

被災物件	
被災年月日	
被災原因	による
被災状況	
添付書類	<input type="checkbox"/> 被災状況が確認できるもの(写真、見積書など)

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日

上峰町長

印

# 罹災証明申請書

上峰町長

令和 年 月 日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏名	生年月日 年 月 日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	申請者との関係

罹災原因	令和 年 月 日の による
------	---------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※ 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害( <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	---

写真による 被害区分の 判定(※)	<input type="checkbox"/> 希望する(写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない
-------------------------	--

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合  
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。